

一連の偽造預金証書事件について(中)

—金融不祥事発生メカニズムを探る—

橋本光憲

目次

六 興銀のワリコー担保融資事件

七 東洋信用金庫事件

金融界に衝撃走る

六 興銀のワリコー担保融資事件
(一) 事件の発覚
ワリコー担保融資から偽造預金証書作成に至ったこの事件の主役は、大阪・ミナミの料亭「恵川」の女将・尾上縫である。そして、この事件の特徴はひどく解りにくい処にあるが、まず発覚のキッカケがどんなものだったかを、金融専門紙『ニッキン』の記事^{*}から見てみよう。

東洋信用金庫(高羽貞彦理事長)の前川朝美元支店長(58)が取引先の料亭経営の尾上縫容疑者(61)に頼まれ十三通で総額三四二〇億円の偽造定期預金証書を発行していることが、八月八日発覚した。この大部分は都銀とノンバンクの計十社に担保として持ち込み、多額の融資を受けている。同信金は八月十二日、前川元支店長を懲戒解雇し二人を有印私文書偽造と同行使の罪状で大阪地方検察庁に告訴した。この偽造定期証書でいくらの融資を受けたかは十三日に二人を逮捕した大阪地検の調べを待たないと分からないが、東洋信金の預金高(三六六〇億円)七月末)にも相当する偽造定期証書を、一人の支店長が発行したという金融史上まれにみる不祥事に金

融関係者はショックを受けている。

発覚のキツカケ

この不祥事が発覚するきっかけとなったのは八月八日の夕刻、同信金役員にかかってきた金融関係者の電話から。「ノンバンクに東洋信金の定期預金証書五百億円が担保になっている。名義は尾上縫」という情報を得た。尾上容疑者の取引店舗である今里支店の前川容疑者に照会したところ、偽造定期預金証書を発行した事実を認め、その後十二日までの調査で前任地の門真東支店長当時の九〇年十月から十二枚、それに今年四月に赴任した今里支店で一枚の計十三枚の偽造定期証書を発行。記載された金額は最高五〇〇億円から五〇億円までで総額は三四二〇億円であることが判明、告訴に踏み切った。

(二) 興銀との関わりあい

右の記事だけでは、ワリコー担保融資がどうして偽造定期預金証書につながるのかが分らない。この点を日経新聞の記事²で確認してみる。

興銀との取引は尾上容疑者が同行の発行する金融債を取得、八七年三月ごろから取引が拡大した。興銀はピーク時には二五〇〇億—二六〇〇億円の金融債を販売、これを担保に興銀本体だけで、一〇〇〇億円を上回る融資

をしていたとみられる。

興銀は八九年から特定顧客に取引が偏るのは好ましくないとして、割引債販売、融資とも減らし始めていた。今回、発覚した架空預金担保の融資は、今年七月末に尾上容疑者からの申し入れて、従来の金融債と担保を一部入れ替える形で実施されたという。興銀と同行系列のノンバンクを合わせて、架空預金担保融資は四〇〇億円強にのぼる見通しだ。残りは「割引金融債など担保内容のしっかりした融資」と興銀はいつている。

すなわち、九一年七月末に金融債(ワリコー)四〇〇億円強を他の担保(後に架空預金と判明)に入れ替えされた。そこで初めて、東洋信用金庫の事件とのつながりが出来たということが分る。しかし、なぜ担保の差し換えに応じたのか、その手続きはどのようなものだったか新たな疑問が湧く。ここで新たなキーワード「担保の差し換え」が登場する。

なお、別の記事³では、「偽造預金証書の担保差し入れ先リスト」の中で、興銀リース額面五〇〇億円、興銀三〇〇億円と、日本興業銀行と興銀リースの二社だけで計八〇〇億円に上っていた、と報じている。しかも、それぞれが一通の証書であるとしているから、いかに異常な取引形態であったかを自ら物語っている。

(三) 興銀の取引経緯

このような異常事態に至った経緯については、興銀の前田常務の説明を含んだ別の記事（計数面では前掲記事との不一致がある）^{*4}があるので、これも見てみよう。

ついに興銀まで――尾上容疑者に一五〇〇億円前後の融資 今回の架空預金事件で逮捕された尾上縫容疑者に対して、日本興業銀行は架空預金証書担保分と割引金融債担保分を合わせ本体だけで六〇〇億―七〇〇億円、系列ノンバンクを含め興銀グループとしては一五〇〇億円前後を融資、同容疑者の大量の株式取得に手を貸していた。興銀ではこのほかに、関西の中堅不動産業への過剰融資もかねて指摘されており、融資に対する同行のチェック体制の甘さなどを指摘する声もある。

興銀の前田常務は十三日、日銀記者クラブで記者会見し、尾上容疑者との取引について、割引金融債の販売、融資、興銀株の取得などの関係があることを認めた。同常務によると、尾上容疑者との取引は八七年三月から始まり、同容疑者は興銀から割引金融債を大量に購入し、主にこの債券を担保に融資を受けていたという。今回の事件で被害者となった興銀が東洋信用金庫の支援に回ることには不自然な部分も多いが、興銀では「東洋信金が利付金融債の販売先で、個人筆頭株主が関与した事件で

もあるので支援を決めた」と説明している。

尾上容疑者は興銀の個人筆頭株主（今年三月末）で、興銀株のほかにも銀行株など大量の株式を購入しており、資金の一部は不動産投資にも回っていた。前田常務は記者会見で「融資した資金の使途は一部しか把握していない。今から思えば異常だったかも知れない。」としている。

(四) 尾上縫との取引

以下、二、三の資料によりながら「天下の興銀」がこのような醜態をさらすに至ったのかを確認してみよう。まず次の雑誌『財界』の記事を見て頂きたい。

六〇〇〇億円動かす女相場師

尾上容疑者は、昭和五年二月、奈良県橿原市に二男三女の三番目、二女として生まれた。生家は貧しく地元の尋常小学校を卒業すると近くの工場で働いたりしたが、その後大阪に出て、宗右衛門町の高級料亭で五年ほど仲居をし、四〇年に千日前に「恵川」を開いた。

仲居から料亭の女将への、華麗なる変身を可能にした資金源については、謎につつまれている。

ある大手の住宅メーカーの首脳と親しくなって資金的な援助を得たという説もあるが、この恵川は、その後、

五九年に七階建てのビルに立て直された。

尾上容疑者はこの恵川のほかに小料理屋「大黒や」などを経営、年商約十億円を上げていた。

この料亭の女将が、株にのめり込むきっかけとなったのは、NTT株だったという。

実際、尾上容疑者は、民間の調査機関の調べによると、今年三月末時点で、興銀株三〇〇万株、第一勧銀株一〇〇〇万株、NTT株五万三千株で、各々個人筆頭株主となっていたのをはじめ、大手都市銀行、鉄鋼株なども大量に保有していたといわれる。

この尾上容疑者、靈感相場師の異名も持っていた。靈感で株の銘柄を決めていたというのだ。「高野山で得度した」と、尾上容疑者自身話しており、自ら経営する「大黒や」の中庭には、等身大の不動明王が建てられ、その前で日曜日、「行」を行うというのが習慣で、その「行」には証券マンの姿も多く見られたという。

黒澤頭取も表敬訪問。

ではなぜ、興銀はこの名うての女相場師とつながりを持つようになったのだろうか。

「尾上容疑者と取引がはじまったのは、約四年半前(注、一九八七年三月)、当行のワリコー(割引金融債)を買ってもらったのがきっかけです。額は十億円でした」

そう証言するのは、興銀の河西京二・取締役管理部

長。

尾上容疑者がワリコーを買ったのは、九州のあるノンバンクの紹介だったというが、十億円という金をポンと出してワリコーを買ってくれる客など、そうざらにいるものではない。担当の大阪支店にとっては、願ってもない客の登場だったに違いない。

尾上容疑者は、その後もワリコーを買い続け、その額は平成元年度末には五〇〇億円、二年度末には二〇〇億円、そして今年の春のピーク時には約二九〇〇億円にものぼっていたといわれる。

もちろん「一個人で、これだけの額のワリコーを買ってくれるお客様は前例がない」(河西氏) ことだった。当然のことながら、大阪支店の尾上担当者は、恵川などへ足しげく通うことになる。

それだけではない。それだけの上得意となれば、興銀トップもほっておくわけにはいかない。

実際、黒澤洋頭取は、大阪支店長の勧めで副頭取時代に二回、さらに頭取就任直後に一回、恵川を「表敬訪問」したという。

その尾上容疑者と興銀との間で融資関係がはじまったのは、ワリコーを買いはじめた一年ほど後からだったという。

「融資をはじめると当たって、もちろん調査はしまし

た。資産はあるし、大阪から優良納税者の表彰まで受けているということだ。信用したんです」(河西氏)

融資の担保がワリコーだったということも、担当者を安心させた要因だったろう。

こうしてはじまった融資関係は、年とともに巨額になった。

こうした融資が尾上容疑者の株の購入に回され、「興銀がバックについている」という宣伝に使われて巨額の不正融資事件を引き起こしたとすれば、興銀の責任は確かに重い。

(五) 興銀取引の問題点

(1) リスク感覚に甘さ——追いつめられた興銀の構造的

問題

問題点の最初に挙げられるのが、産業界のリーダーである興銀が不馴れな個人取引(実態はマネーゲーム資金融資)でこのような冒険を犯したのか、そしてその背景となる長期信用銀行としての時代の構造的変化への立ち遅れの二点であろう。以下、それを検証する。

日経新聞の森編集委員の指摘^{*}を、以下に示そう。

日本興業銀行が尾上縫容疑者に巨額の融資を行い、架空預金事件に巻き込まれたのは、国会での黒沢洋頭取の説明によれば「不明」と「手抜き」によるものという。

この通りならば、失礼だが、間抜けな被害者ということになる。最近、銀行を取り巻くリスクは複雑化している。

米国では環境問題などで融資者責任(レンダー・ライアビリティー)まで問われるようになってきている。正常なりスク感覚が今、興銀に必要なだ。

「あの興銀がなぜあそこまで深入りしたのか」と多くの経営者が首をかしげる。興銀には銀行の中で別格のイメージがあるからだ。皮肉にみれば、その「格」の違いがリスク感覚を甘くしたようだ。

(中略)しかし現在、長短分離の銀行制度は実際には崩れつつある。この延長線上に尾上容疑者へのマネーゲーム資金の融資があった。

(中略)ビジネスの世界では、興銀の不可思議な「手抜き」は同情されない。単なる危険な体質としか見えないのだ。

しかし、このような指摘はまだ生きていないようだ。第一に、一個人に対する信じられないような巨額の取引に対する自覚が見られない。次の書き出しで始まる別の雑誌記事^{**}に注目して頂きたい。

「あの興銀まで」と金融界にショックを与えた尾上事件。が、その背景には存在意義と貸出先を失い、追いつ

“大企業並み” 尾上縫への異常な融資

興銀の大口融資先

(91年3月末、億円)

- ①東京電力 3,562
- ②三菱商事 2,330
- ③伊藤忠商事 2,265
- ④関西電力 2,133
- ⑤オリエンコーポレーション 2,092
- ⑥オリックス 1,988
- ⑦中部電力 1,965
- ⑧三井物産 1,466
- ⑨丸紅 1,444
- ⑩日本住宅金融 1,434
- ⑪昭和リース 1,309
- ⑫九州電力 1,284

尾上縫への融資額

(ピーク時、90年10月末)

興銀	900億円
興銀リース	800億円
興銀ファイナンス	700億円
<hr/>	
計	2,400億円

尾上縫への

割引債販売額

88年3月末	130億円
89年3月末	531億円
90年3月末	2,179億円
91年3月末	2,861億円

められた興銀の構造的問題がある。地に墜ちた信頼は回復できるか。
 (前略)「個人との取引は担保主義で行っている。割引債を担保にした融資は、現金で現金を貸すのと同じ。尾上との取引はケタが違っただけで、不思議ではない経済行為。おかしいと思わなかったのはお粗末だったが」(興銀幹部)。



信じがたい杜撰さ

八七年三月に興銀が取引を始める以前の八五年に、住友、三和、大和の地元行はそろって尾上縫との取引を切っている。「ある支店に預金をする、すぐそれとほぼ同額の融資を申し込み、引き出したカネを別の支店に預け、預金を担保にまた融資を受ける。これをあちこちの支店でやっていることがわかり、おかしいので引き上げた。こういうことは本店で気付いて当然」(三和銀行)。

(2) **「ばば」をつかまされた興銀―他行が切った取引**

東洋信金事件で問題なのはボリュームの大きさだけ、法に触れることは一切やっていないから我々は悪くない、被害者なのに、どうして興銀だけが批難されるのか。聞こえてくるのはこんな「弁明」ばかり。
 興銀本体の九〇〇億円という融資額だけで都銀下位行の一位大口融資先への貸出額に十分匹敵する。ましてグループでピーク時二四〇〇億円という数字は、興銀の三菱商事への融資額を上回ってしまうのだ。
 この一個人への融資の異常さに気付かなかったことが、「チェックが甘くて手抜きでした」(黒沢洋頭取)という言葉だけで説明がつくはずがない。興銀は一体どうなってしまったのか。

日債銀も「八三年から割引債を担保に融資をしていたが、昨年の夏頃、あまりに金額が大きくなったので本店でも話題になった。彼女との取引で大阪支店の成績はほとんど上がったが、不自然なので首脳陣が決断し結局、回収した。残った二億円は料亭建て替え用の長期貸し分」という。割引債担保の融資は、長信銀ではごく普通に行われている。「〇・二五%だけレートを上乗せし、債務額面の九〇%まで貸すが、万円単位がほとんど。億円単位なんて絶対貸しませんよ」（長銀）。

「引いたといってる銀行は、あのオバサンに嫌われて蹴とばされたんじゃないですか」と興銀は言う。が、「負け惜しみ」を言っても始まるまい。

(3) 個別取引の問題点

前出『財界』資料^{*)}の末尾に、次のような記述がある。このような理解で、果して反省が実るのであるか。

黒澤頭取は、再発防止につとめると言っているが、「実際問題として、ワリコーを買いたいといってくるお客様に、限度額を設けるというのもできにくい話。それに、東洋信金の預金証書にしても、手書きではいけないという法律はない。本物の理事長印が押されてあれば信用せざるを得ない」と、興銀幹部は困惑顔である。

①ワリコー担保融資

同じく、前出雑誌資料^{*)}には、「ハイリターン狙った興銀大阪支店の暴走」の囲み記事の中で、次のような記述がある。

興銀より先、尾上容疑者との取引を切った三和銀の役員は、「冷静に考えると、妙な話だった。なぜ、金融債を現金化せず、顧客にとつては逆ザヤになる取引を申し込んでくるのか。年商十億円の料亭の経営では生み出せない巨額の資金の出所はどこにあるのか。何かウラがあると感じた」と語っている。

この種の取引が問題であることは、「割引債担保融資——個人向けは上限三億円 興銀、不祥事防止へ新基準」と見出しを付けた次の記事^{*)}。(一九九一年九月五日)のように、興銀自身が認めている。

日本興業銀行は割引金融債を担保にした個人向け貸し出しに上限を設けるなど新基準を導入する。個人向け貸し出しの審査を強化するとともに、原則として割引債担保の融資は三億円を上限にする案が有力。これを上回る融資は本店で審査する。また貸出金利も個人の信用力や融資額を勘案し、キメ細かく設定する方針。大阪の料亭経営者、尾上縫被告向けの巨額な融資が社会的批判を浴びたことから、基準を作り個人取引のチェック体制を強化する。

後に、尾上被告の破産管財人が、「逆ザヤ融資は不法」として、興銀に二〇億円の賠償請求を行ったのは、けだし当然と言えよう。^{*10}

東洋信用金庫事件で詐欺罪などで公判中の元料亭経営、尾上縫被告(63)の滝井繁男破産管財人は二十二日までに、日本興業銀行と系列ノンバンクの興銀ファイナンスを相手取り、「尾上被告の資産状況が極度に悪化していることを知りながら、利息稼ぎのための逆ざやの融資を続けたのは不法」として、総額二〇億円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。

訴状によると、尾上被告は八七年ごろから、興銀から購入した割引金融債券(ワリコー)を担保にその利息以上の金利で同行や興銀ファイナンスから融資を受け、さらにワリコーを購入するという逆ざやの取引を拡大した。

しかし、株価低迷で同被告の資産状況が悪化した九〇年九月以降も、興銀側は同被告とこうした取引を続けていた。

滝井管財人は「貸主の利益にはつながるが、借り主には金利負担を増加させるだけの無責任な取引」と指摘、興銀側は尾上被告が受けた損害に不法行為責任を負うとして、九〇年九月から尾上被告が支払い停止になった九一年八月までの間の逆ざやによる支払利息の差額二〇億

円の返還を求めた。

② 「担保差し換え」の怪

前に述べたように、九一年七月末という事件発覚のわずか十日程前に他の担保(架空定期証書)に入れ替えされたのか、という謎が残っている。その辺りを探ってみる。

「尾上容疑者向け預金担保融資 興銀本店相談受けた」頭取会見七月分、額面三〇〇億円」という日経新聞の記事^{*11}がある。これによると担保の差し換えは以前にもあったことを窺わせる。

東洋信用金庫(本店大阪市)の架空預金証書を担保にした融資で、尾上縫容疑者から七月下旬に預金証書を受け入れる際に、日本興業銀行本店が同行大阪支店の相談を受けていたことが明らかになった。興銀の黒沢洋頭取が十九日、日本経済新聞記者との会見で明らかにした。

また預金証書の額面が三〇〇億円だったことも、正式に認めた。尾上容疑者への預金担保融資は、七月以前にもしていた模様で、安易な融資姿勢が今回の事件につながったようだ。ピーク時には同行だけで尾上容疑者に一〇〇億円超の融資をしており、個人との取引の在り方や、行内の管理体制などの見直しを迫られそうだ。

黒沢頭取との会見の主なやりとりは次の通り。

——尾上縫容疑者との取引は、個人に対するものとし

ては大きすぎたのではないか。

「割引金融債を担保にした貸し付けだったが、結果的に見れば個人に対する融資としては過剰だった。プライベートバンキング推進部をつくって個人取引を進めていたが、本件については確かにやりすぎた。債券の客だったということでも安易に流れた。こんなに大きくなる前に立ち止まる必要だった」

——担保にした預金証書は、東洋信用金庫の預金額を考えると異常に大きな額では。

「その通りだ。しかし、三〇〇億円まるまる穴が空くような担保の取り方ではない。いわば預金は添え担保だった。尾上容疑者は『税務署に資料を出すので』という理由で担保を預金証書に差し替えた。返済の実績があったので油断してしまった」

——支店だけの判断で、担保の差し替えを認めたのか。

「七月のケースはある程度本店とも相談してやった」

——尾上容疑者の資金の出所が不透明だとの指摘がある。

「尾上容疑者に対しては、八九年末にすでに相当の融資規模になっていた。尾上容疑者は九〇年から二セの定期預金証書をつくり始めたといわれており、二セ定期でつくったお金でワリコー（割引金融債）を買ったわけ

はない。当行への支払いは、一流の銀行の小切手、送金だったので、マネーロンダリング（資金洗浄）に手を貸したわけではない。そうはいつても、ワリコー購入額が数千億円という単位なのだから、当然おかしいと思わなければいけなかった」

——尾上容疑者との取引は債券販売と融資だけか。

「株の取引については何も知らないし、関与していない。興銀株はいつのまにか買われていた。個人株主は少ないのでちょっと買われると筆頭個人株主になってしまふ」

——頭取が尾上容疑者に会ったことは……。

「副頭取時代に大口顧客ということで表敬訪問した。昨年夏休みに大阪へ旅行したついでに一度だけ私的に店を利用（注、ご夫人同伴といわれる）した。頭取就任のパーティーにも来ていたそうだが、その時は会ったという記憶がない」

——取引を減らしつつあったようだが。

「去年の秋ごろから少しずつ融資を減らしていた。月によってはワリコーも売らないようにした。取引を縮小したことで、尾上容疑者は相当怒ったと聞いている。今年三月時点では昨年九月時と比べて、数百億円の債権を回収した」

——回収困難になる債権が出てくるのでは。

「(損失があっても)非常に少ない。預金(別の記事^{*16}ではピーク時約五〇億円)の期限は来年初め以降。貸し出しの期限は一部が今月すでにきている。しかし、担保に取っていたワリコーを取り崩して回収している。興銀リースも預金証書の額面より融資は少ない」

——興銀としての今後の対応は。

「プライベートバンキング(PB、個人取引)のあり方を反省する。PBの本来の趣旨からすると、個人に一千億円に及ぶお金を貸すのはどうかと思う。担保の入れ替えについても今回のようなことが二度と起こらないようにする」

——経営責任についてはどう考えるか。

「だれかを処分することは今は考えていない。二度とこうしたことが起こらないようにすることが、まず必要な責任の果たし方だと思う。結果として損失が出るかもしれないということや、興銀の評判を落としたことなどは、株主に対しても来年の総会でお詫びしなければならぬ。降格や減給などはやることもやらないともいう段階ではない。事態の推移を見てから考えることだ」

管理ずさんだだけでは済まされないワリコー担保と架空定期証書との入れ替えには、興銀大阪支店幹部と尾上容疑者との癒着振りとの関わり合いが、疑念をいだかせ

る。次の日経記事^{*12}を参照されたい。

興銀はワリコーを担保にした融資だったため「債権保全上問題ない」(黒沢頭取)と判断、融資を拡大したという。しかし、尾上被告が偽造した納税申告書の「控え」や資金の用途のチェックを怠るなど、あまりにも審査が甘かったとの批判は免れない。尾上被告は一時、興銀の個人筆頭株主でもあった。同行の大阪支店が個人の顧客としては破格の扱いをしていたことは、特捜部の調べで明らかになっている。

大阪支店の元副支店長は尾上被告が経営していた不動産会社の金庫のカギを預かっていた。同支店の元部長は尾上被告が昨年八月、インドに旅行した際、出張扱いで同行。尾上被告の不動産購入や他行からの融資に同支店が関与していたと証言する関係者もいる。

さらに次の記事^{*13}がある。見出しは「興銀元副支店長を聴取―尾上被告から七五〇〇万円借金―大阪地検」である。

(前略)この元副支店長は興銀が同被告と取引するうえでの責任者だったうえ、同被告から約七五〇〇万円を借り入れ、株式投資にあてていたことがわかった。

特捜部の調べや関係者の話によると、元副支店長は昭和六三年三月ごろ、自分の所有する興銀株を担保に尾上

被告から約七五〇〇万円の融資を受け、十数銘柄の株式を本人名義で購入したという。融資金は現在も返済されていない模様だ。

融資を受けたのは興銀が尾上被告との取引関係を急速に深めていった時期にあたる。興銀の尾上被告に対する融資は六十二年度末ではゼロだったが、六十三年度末で三五二億円、ピークの昨年十月には九〇〇億円まで拡大した。特捜部では興銀と尾上被告の取引が急速に拡大したことに元副支店長に対する融資が関係していたかどうかについて詳しく聴いた模様だ。

③ 架空定期預金証書

本項の最初に、「東洋信金の預金証書にしても、手書きではないけないという法律はない。本物の理事長印が押されてあれば信用せざるを得ない」との興銀幹部の言を引用した。

しかし、この発言をまともな受け止めることは出来ない。次の雑誌記事^{*14}を見て貰いたい。

(前略) もっと不審なことがある。興銀大阪支店が、尾上容疑者らが偽造した預金証書を担保として差し替えにに応じていたことだ。偽造された東洋信金の預金証書は、金額をチェックライターで刻印、発行日はゴム印で押していた。さらに、尾上容疑者の氏名は肉筆で書かれ

ており、「普通の金融機関であれば肉筆の預金証書など存在しないことが常識。ましてや、それを担保として受け取ることなど論外」(都市銀行審査部)というのだ。

もつとも、東洋信金の預金量が三五〇〇億円程度であることを考え合わせれば、興銀が差し替えに応じた三〇〇億円の預金証書などあり得る話ではないのだ。それなのに、興銀は本店も承知のうえでこの預金証書を担保として受け入れていた。金融界の常識では到底ありえないことを、日本を代表するインベストメント・バンクが平然と行っていたわけだ。

次の額面五五億円の同種預金証書の写(資料^{*5}に記載、金額からエヌイーデー、旧名日本エンタープライズ・デベロップメントに差し入れたものと推定)を見れば、素人であっても本物とは信じがたい代物であって、担当者の共謀か少くとも薄々事情を承知していることを窺せる。しかも、興銀の場合、額面三〇〇億円のものワリコーとの入れ替えを本店とも相談してやった(黒沢頭取)というのだから、益々奇奇怪怪なのである。

手続の点での疑問は、「東洋信金事件―額面・日付も手書き―偽造預金証書興銀受け付け、入手経緯を調査」と題する次の記事^{*15}に詳しい。一部重複を厭わず掲げよう。

(前略) 大阪地検特捜部はひと目でニセ物とわかる不自然な証書をなぜ受け付けたかなど取引の経緯について、近く金融機関の関係者から事情を聴く方針を固めた模様だ。

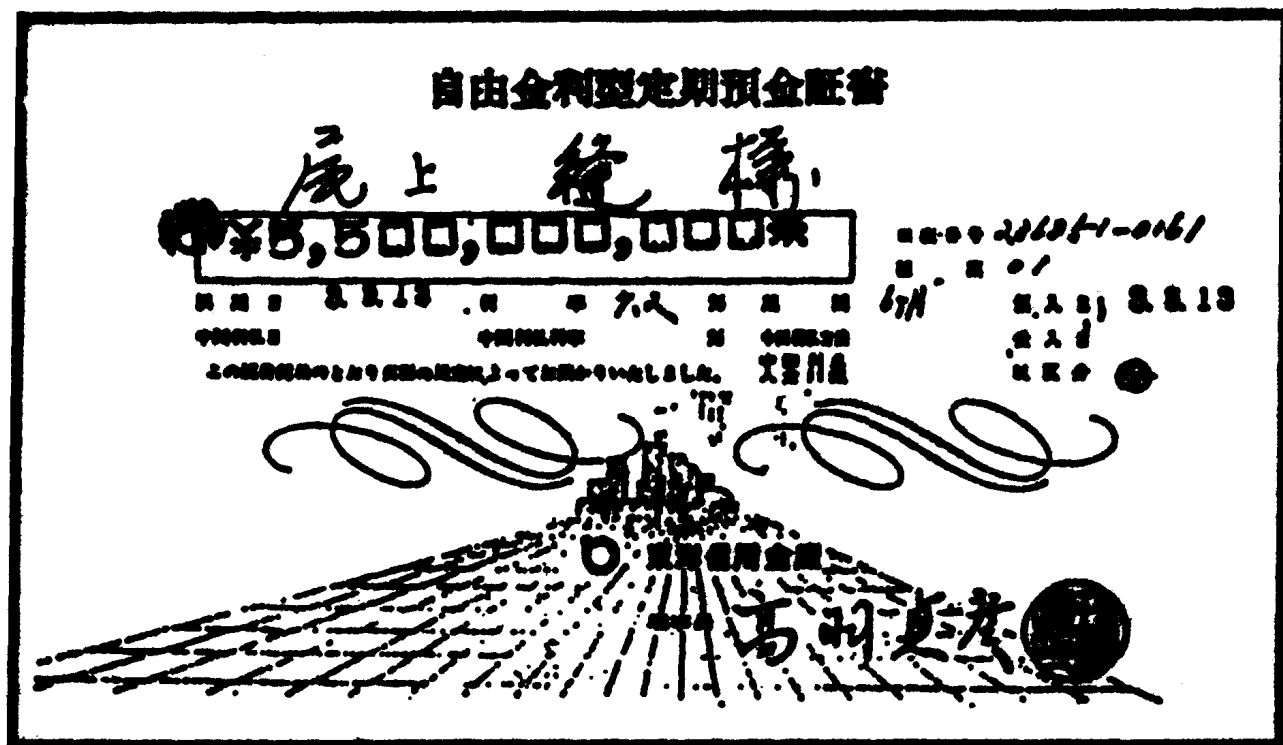
一部が手書きの預金証書が担保として差し出されていたのは、日本興業銀行と大阪市内の地方銀行系ノンバンクの二社。いずれも一枚づつだった。

関係者によると、興銀の証書には「三〇〇億円」の額面数字がボールペンで書かれていたという。また、尾上容疑者が今年六月、大阪市内のノンバンクに差し出した証書は額面数字こそチェックライターで記入してあったものの、預金日の日付や同容疑者の名前が手書きだった。

通常の預金証書では、日付、氏名ともに、コンピューターのプリンター文字で記されているため、両社とも担当者は一見して不自然と感じたが、証書に同信金理事長名の押印があったこと、両容疑者が偽造、作成した「質権設定承諾書」が添付されていたことなどから、本物の証書と思い、融資の担保として引き受けたという。

(六) 興銀頭取の不可解な責任意識

これまで見てきたように、黒沢洋日本興業銀行頭取は、副頭取当時から尾上縫容疑者の経営する、「恵川」



を表敬訪問している。また、「九〇年夏休みに大阪へ旅行したついでに一度だけ私的に店を利用した。」と自ら語っている。

興銀全体としての尾上縫事件への対応は、お粗末の一語に尽きるし、他への影響も大きい。

黒沢興銀頭取と橋本徹富士銀頭取は、九一年八月三十一日衆議院特別委員会に参考人として招致された。その内容は左記の通り。*

衆院証券・金融問題特別委員会は三十日午後から黒沢洋日本興業銀行頭取、橋本徹富士銀行頭取を参考人として招致、架空預金事件など一連の金融不祥事について審議した。黒沢興銀頭取は尾上縫容疑者との取引について「手抜きを認めざるを得ない」と述べ、異常な個人取引だったことを認めた。また橋本富士銀頭取は同行赤坂支店を舞台にした架空預金事件を二年半前に気付く契機がありながら見逃していたことを明らかにした。

黒沢興銀頭取は尾上容疑者との取引について融資が昨年末のピーク時にグループ全体で二四〇〇億円（現在はグループで六〇〇億円）に上っていたことのほか、割引金融債の販売残高が今年三月末で二八六一億円に達していたことを明らかにした。また、尾上容疑者が保有している興銀株はピーク時に二七〇万株で、興銀への預金も

約五〇億円あったとしている。個人取引として異常に大きな規模に膨らんだ点については厳しく反省する姿勢を示したが、株式取引については「興銀には相談がなく、証券会社から買ったもの」と説明した。

多額な債券購入の資金の出所については「一流銀行からの送金、小切手だった」として、マネーロンダリング（資金洗浄）に利用していたとの見方は否定。尾上容疑者の暴力団との関係についてのうわさも「そういう証拠はない」と強調した。

橋本富士銀頭取は赤坂支店の中村稔元渉外課長が起こした架空預金事件について、八九年二月に、架空預金証書を受け入れたノンバンクからの問い合わせで不正融資の存在が浮かんだことを説明。直後にノンバンクへの担保が預金証書から不動産へ切り替えられたことで、当時の支店長が問題視せず、本店に報告していなかったことを明らかにした。事件の早期発見の契機を見逃していたわけで、管理体制の甘さを示した形だ。

またイトマン関連の過剰な融資が問題になっている大阪府民信用組合には、富士銀が三八件、合計で一三四五億円の預金を紹介した事実を認めた。

因みに、富士銀行は九一年七月二十五日、端田会長兼頭取の会長選任と橋本副頭取の頭取昇格を発表した。七

月二十五日、富士銀行赤坂支店などで架空預金事件が発覚、九月十二日、東京地検、富士銀行元課長ら四人逮捕、十月三日、富士銀行の端田会長が架空預金事件の責任をとり辞任を発表、行員処分、行員減俸などを決定したものの。

続いて十月二十二日、日本興業銀行の中村会長が東洋信金事件の責任をとり辞任を発表、常務二人の辞任と常務以上の減俸も決定した。以下、発表の新聞記事^{*17}から主要点を引用する。

日本興業銀行は二十二日の臨時取締役会で東洋信用金庫事件に関連して中村金夫会長、亀井真人常務大阪支店長、山本修滋常務元大阪支店長が辞任することを決めた。同日午後、相談役に退いた中村前会長と黒沢洋頭取が記者会見して発表した。黒沢頭取を含む常務以上の役員は役員報酬を減額するほか、池浦喜三郎取締役相談役も近く取締役を辞任する。中村氏は経済同友会の副代表幹事についても近く辞任する意向を表明した。黒沢頭取は記者会見で大阪支店の鈴木和男前副支店長が尾上縫被告と親密な関係にあったことを明らかにするとともに、「二〇〇〇億円の融資を認めたのは個人（鈴木前副支店長）の問題ではない」と述べ、内部管理体制に問題があったことを認めた。

「創立以来培ってきた興銀の企業イメージを著しく損なった。もうひとつは銀行界の信用を傷つけた。ケジメをつける意味で辞任することにした」。中村氏は辞任発表の記者会見でこう語った。黒沢頭取は会長辞任などの厳しい処分をした理由について、「運用実態を十分把握しないで一個人（尾上被告）に対する多額の債券販売、債券担保貸し出しをした」「大阪支店の前副支店長が当行行員として不適切な行為をした」などと述べた。

中村氏は「事件が発生した当時の頭取だったので責任をとる。先週末辞任を決めた」と説明するとともに、「割引債が売れない時期に大量に購入してくれた有り難い客だった。そのため目がくもってしまった」と尾上被告との多額の取引を容認していたことに反省の意を示した。

黒沢頭取は「事件の再発防止や興銀の信用回復に全力を挙げるため」残留を決めた。さらに頭取は、池浦相談役が「当時会長職にあった」として二十二日に自発的に取締役辞任を申し入れ、近く正式に辞任を受け入れると説明した。残留する役員は六カ月間にわたって頭取が五〇%、合田副頭取が四〇%、石原副頭取が三〇%、西村常務が二五%、その他の常務が二〇%役員報酬を減額する。鈴木前大阪支店副支店長は懲戒休職（免職よりは軽い）、減給より重い処分）とした。

「住友銀行とイトマン問題」は、超ワンマン磯田一郎会長のトップの暴走であった。磯田氏は九〇年十月辞任。退職金の支給も留められ失意のうちに死去（九三年十二月三日）している。また、先に書いた富士銀行の端田会長は、同行長老の叱責に遭って辞任を余儀なくされたものと言われる。

興銀は、黒沢洋頭取を温存し、会長職を空席にして、同頭取は今（一九九六年一月）もって現職にある。果してこれで社会的責任を明確にした行動と言えるだろうか。始めから終わりまで誠に奇つ怪な事件である。

注

- (1) 『ニッキン』日本金融通信社、一九九一年八月十六日。
- (2) 日本経済新聞、一九九一年八月十四日。
- (3) 同前、一九九一年八月十六日。
- (4) 同前、一九九一年八月十四日。
- (5) 「定評ある審査能力もバブルで弱まり、料亭の女将への融資も最高一五〇〇億円に……あの堅い興銀が、なぜワナに陥ったのか？」『財界』一九九一年九月十日号。
- (6) 「不祥事」に巻き込まれた興銀―リスク感覚に甘さ―融資責任問う時代に」森一夫編集委員、日本経済新聞、一九九一年九月一日。

- (7) 「天下国家銀行」の周章狼狽―興銀「僕たちの失敗」―不祥事と不動産にまみれ、今や「普通の銀行に」『金融ビジネス』一九九一年十月号。
- (8) 日本経済新聞、一九九一年九月五日。
- (9) 同前、一九九一年九月十五日。
- (10) 同前、一九九三年九月二十二日（夕刊）。
- (11) 同前、一九九一年八月二十日。
- (12) 同前、一九九一年九月三日。
- (13) 同前、一九九一年九月二十一日。
- (14) 「天下の興銀」がさらした醜態―偽造預金証書事件の真相」『選抜』一九九一年九月号。
- (15) 日本経済新聞、一九九一年八月十五日（夕刊）。
- (16) 同前、一九九一年八月三十一日。
- (17) 同前、一九九一年十月二十三日。

七 東洋信用金庫事件

(一) 事件の大筋

同じ尾上縫に端を發する事件にしても、興銀の事件に比べて、東洋信用金庫事件はかなり解り易い事件であるかも知れない。

最初にこの事件が明るみに出たのは、九一年八月十三日の日経新聞夕刊の一面記事（下記）*だった。

大阪の東洋信金

架空預金三四二〇億円

預金残高に匹敵、日銀・興銀など支援へ

ノンバンクから不正融資

富士銀行など都銀を舞台とした架空預金事件が信用金庫にも飛び火した。大阪の中堅信用金庫である東洋信用金庫（本店大阪市、高羽貞彦理事長）は十三日、大阪市内のホテルで記者会見し、「元今里支店長が合計十三通、三四二〇億円におよぶ架空預金証書を発行した」と発表した。いずれも特定の取引先と共謀し、実体のない架空預金証書を発行、取引先はこれを担保としてノンバンクなどから融資を受けており、手口は富士銀行などのケースに酷似している。同信金は日本興業銀行、三和銀行などに支援を要請。日銀は同日、「同信金の信用秩序の維持に努めていく」との声明を出した。

元支店長ら二人を逮捕

同理事長によると、不正の手口は富士銀行、東海銀行、旧埼玉（現協和埼玉）銀行のケースと酷似している。しかし預金証書の発行総額は富士銀行の二六〇〇億円を上回る三四二〇億円にも上り、同信金の預金量にほぼ匹敵する。

このため日銀、大蔵省は事態を重視、同信金の経営基盤が揺るがないよう全面支援する方針を十三日までに固

めた。具体的には日銀、全国信用金庫連合会、日本興業銀行が資金面で支援に乗り出す見通しだ。

同信金は同日、同信金今里支店の前川朝美元支店長（58）と今回の事件の共謀者として大阪府中央区千日前二ノ三ノ三、料亭「恵川」の尾上縫経営者（61）の二人を有印私文書偽造、同行使で大阪地検に告訴した。大阪地検は、この二人を逮捕した。

前川元支店長は昭和二六年三和銀行に入行、五三年四月福利信用金庫へ出向した。五六年十月、東洋信用金庫と合併後今年四月から今里支店長として勤務していたが、事件発覚の直前、懲戒解雇された。

東洋信金の話によると、元支店長は昨年九月ごろ、金額が無記入の用紙に勝手に金額を記入、預金証書を作成した。

架空の定期預金証書は合わせて一三通。名義は大阪・ミナミの料亭の女性経営者で、額面は三四二〇億円に上る。女性経営者はこれを担保に大阪のノンバンク十社などから融資を受けていたという。

今回の架空預金事件はこれまで明らかになった富士銀行の二五七〇億円、東海銀行の六三〇億円などを大きく上回り、しかも中堅クラスの信用金庫が預金量に匹敵する預金操作をしていたのが特徴。手口が富士銀などのケースに酷似していることから背後で組織的な金融犯罪グ

ループが暗躍していたとの疑いが強くなっている。

翌日八月十四日の記事^{※2}では、次のようにフォローアップしている。

支払い義務が焦点

ノンバンク融資どう処理

今回の事件の根は一年に東洋信金が旧福利信用金庫を救済合併したところにある。十三日逮捕された東洋信金元支店長、前川朝美容疑者は七八年に三和銀行から福利信金に出向した後、大阪の料亭経営者、尾上縫容疑者との取引を始めた。

前川容疑者が不正行為に手を染めた理由を、東洋信金は「大口預金を解約され、支店の成績が落ちることを恐れた」（高羽理事長）と説明する。ただ「尾上容疑者が株の信用買いの追い証を求められて、旧知の前川容疑者に架空証書の発行を求めた」との見方もある。

前川容疑者が今年四月、門真東支店長から今里支店長に転任した際、尾上容疑者の希望で預金口座も今里支店に移したが、これも不正行為を見抜けなかった原因のひとつだ。

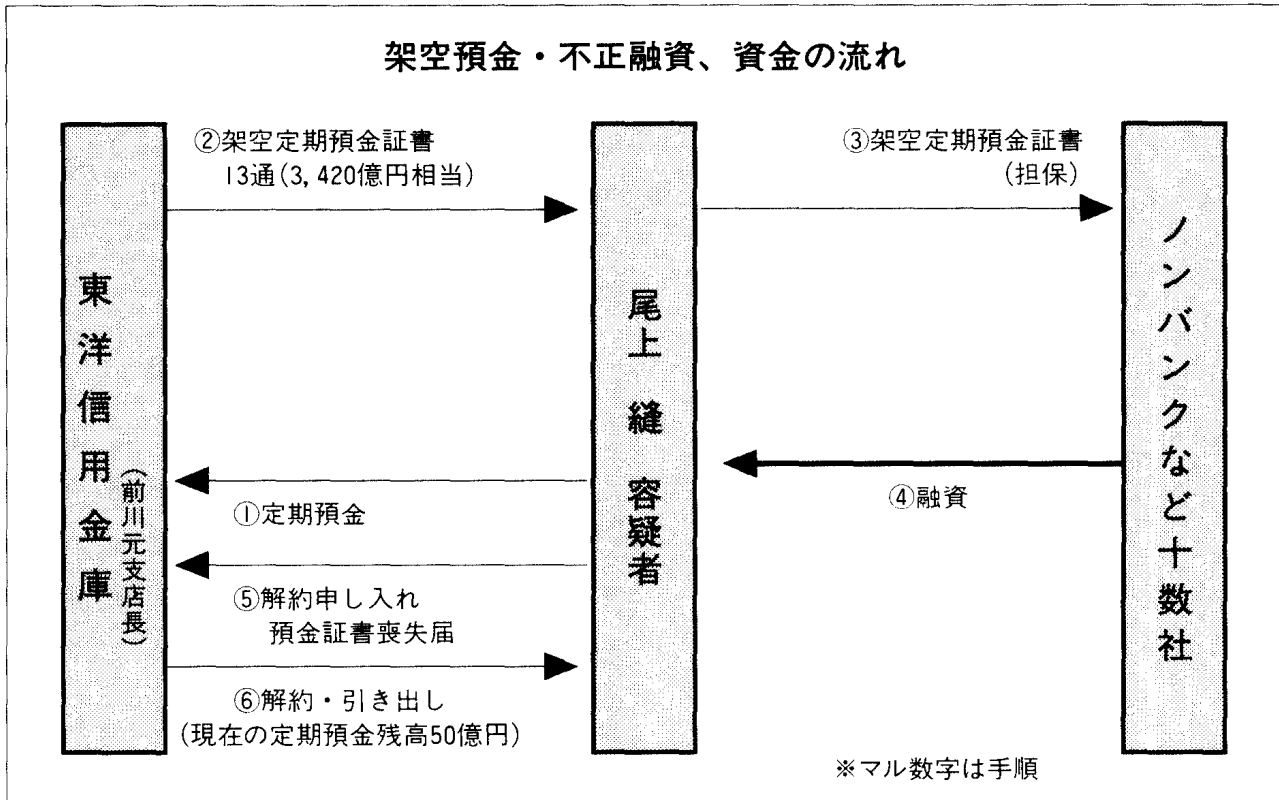
依然、不透明な接点 アングラ

「数千億円の資産を動かすナゾの女性料亭経営者」――。

この一、二年、大阪の金融・証券関係者の中で七不思議のひとつと言われていた尾上縫容疑者が、「東洋信用金庫」を舞台に、三四〇〇億円に上る巨額の架空預金証書を偽造した疑いで逮捕された。かねてうわさのあった暴力団などアングラ社会との接点を含めた事件の全容は大阪地検による捜査の進展を待たなければならない。

「どうしてこう資産があるのかは不明だが表面上は四六〇〇億円の資産がある。個人向け与信としては過大だがノースクなので融資を更新する」。今年の二月の時点で数百億円の融資更新の依頼に対し、ある金融機関の審査担当者が書いたメモである。この与信先概要によると尾上縫容疑者の資産内容は（一部同行の推定）は、預金二九二〇億円、割引債二五〇〇億円、株式一〇六九億円、不動産一三〇億円、計六六一九億円となっている。これに対応する借入金は二〇〇六億円、残る四六一三億円が彼女自身の資産ということになる。

サウインド・バンキング（健全な銀行経営）の代表と思われていた興銀が、尾上容疑者との取引にのめり込んでいったのも、彼女の個人的な資金力に対する安心感だった。八七年に始まった同行との取引は、割引金融債を大量に買ってくれる超大口顧客としてだった。その後の融



資も、基本的には金融債を担保に利ザヤを乗せる「絶対安全な取引」(関係者)のはずだった。

同じように、彼女に対する融資を広げたノンバンクも、銀行の預金証書や金融債が担保になっているため、「労せずして利ザヤを取れるおいしい話」だった。ある有カリース会社の首脳は「あまりにも話がうま過ぎるので、何か裏があると思って取引しなかった」と当時を振り返っている。

常識では考えられないコストの高い方法で資金を調達した尾上容疑者のねらいがどこにあったのかは依然不透明の部分が多い。

しかし、アングラ社会にくわしい金融専門家は「このやり方だと株式の値上がり益は1%のみなし税を払えば、どこにでも動かせるし、高利の裏金融にも振り向けることが出来る」と分析する。彼女を媒介に、大手銀行やノンバンクの融資が株式投資によって、マネーロンダリングされ、アングラ社会に流れていたのでは、この見方だ。

証券不祥事をきっかけとして稲川会系の資金ルート解明が進んでいる。今回の大阪地検の動きは、関西系暴力団の資金ルートを解明するための布石との見方もある。八〇年代後半のバブル増殖の過程で膨らんだ合法的な経済取引の仮面をかぶった広域暴力団などアングラ社会の資

金にどこまで迫れるかは、捜査当局の今後の課題である。

さらに、同日付夕刊^{*3}では、東洋信金が預金証書を担保とすることを認める内容の「質権設定承諾書」も偽造されていたことを、次のように報じた。

質権設定承諾証書も偽造 前川・尾上両容疑者

ニセ預金証書を保証 東洋信金事件

両容疑者の直接の逮捕容疑は今年二月二十五日ごろ、尾上容疑者の実弟宅で三〇〇億円の預金証書一通を偽造、尾上容疑者が日本興業銀行大阪支店（大阪市）に預けていた割引金融債の代わりに、この偽造預金証書を差し入れていたというもの。両容疑者は同じ手口で計十三通、額面三四二〇億円分を偽造、ノンバンク十数社から約三〇〇億円の融資を引き出していた。

関係者の話や特捜部の調べなどによると、前川容疑者は尾上容疑者が偽造預金証書でノンバンクから融資を受ける際にたびたび同行し、「これは東洋信金の預金証書です」などと口添えしていた。しかし、相手側から何らかの保証書の提出を求められるケースも多かったため、質権設定承諾書をあたかも東洋信金自体が作成しているかのように精巧に偽造、ノンバンクに提出していた。

(二) 事件の焦点

専門紙『ニッキン』^{*4}から、事件の焦点を今少し絞り込んでみよう。

(1) 東洋信用金庫の沿革と実体沿革

一九五二年九月、三和銀のOBを設立発起人に「三徳信用組合」として設立。三徳の名称は当時の渡辺忠雄三和銀行頭取が命名。渡辺頭取も相談役に。六九年八月に「東洋信金」に単独転換、八一年十月には三和銀と友好関係にあつた福利信金と合併。

九一年七月末の業況は預金三六五九億円、貸出金三二

東洋信金の90年度決算概況

預金	356,468
貸出金	308,253
経常収益	22,632
経常費用	26,781
経常利益	2,106
税引前当期利益金	2,131
当期利益金	1,337
会員勘定	16,514
出資金	1,020
法定準備金	1,030
特別積立金	11,355
退職給与積立金	1,116
当期末処理剰余金	1,993
(うち当期利益金)	1,337
会員数	18,260
店舗数	30
常勤役員数	637
預金高順位 = 全国451信金中52位、大阪府23信金中6位	

(単位：百万円、人、店)

五二億円。出資金一〇億二〇〇万円。店舗はほぼ大阪一円と兵庫県尼崎市など三〇カ店を有する広域信金。預金高順位では大阪六位、近畿十六位、全国五五位。

(付) 東洋信金の創業

創業者の高羽幾造・前理事長(故人)は八三年二月死去。三和銀行本店参事兼難波支店長を経て五二年九月、三徳信用組合を設立、基盤を作った。六九年八月には「金融機関の合併及び転換に関する法律」に基づき、信用金庫への単独転換第一号として「東洋信用金庫」としてスタート。八一年十月には福利信金を吸収合併した。

現・高羽貞彦理事長は、高羽幾造氏の長男で二代目理事長。六一年慶大経済学部を卒業し、日商岩井に入社。主として産業機械部に所属、六九年から四年間オーストラリアに駐在していた。東洋信金の新店完成(七三年十一月)を機に空席だった専務に招へい。幾造氏の死去により八三年二月理事長に就任した。

(2) 事件の発端

常識では考えられない偽造定期証書発行、そのきつかけは何か。竹田種夫専務の説明によると、最初は尾上容疑者が前川容疑者にノンバンクに担保に差し出している二〇〇億円相当の株券の名義書き換えが必要。短期間で済むから二〇〇億円の定期預金証書を発行してほしいということから徐々にエスカレートし、わずか六ヵ月の間

に十三枚、三四二〇億円という金額にふくらんだ。

証書は次席の次長、支店長代理が保管しているが、尾上の定期三口で三〇〇〇万円預かっていると名義などが記されていない白紙の証書三枚を持ち出し、帰店後には事実三口三〇〇〇万円の入金伝票を起票。ところが実際は尾上容疑者の要望通りの金額を現場でチェックライターで打ち込み、預金者名と金利などは手書きされていた。この手口で十三枚の定期証書を持ち出していた。

尾上容疑者は、この偽造定期預金証書(質権設定承諾書は支店長印)でノンバンクから融資を引き出していたもよう、その額は不明。ノンバンク以外にも都銀もあり、合計で十社に及ぶ。

また今回の東洋信金の偽造預金問題とは別に銀行本体や系列ノンバンクを通じて尾上縫容疑者に多額の融資が実行されていることもあり、根は深く、波紋が広がる様相が濃い。

(3) 両容疑者の関係

前川容疑者と尾上容疑者は七九年十一月から知り合った。前川容疑者は七八年四月に三和銀考査部考査役を最後に福利信金に出向、翌七九年に桜川支店長に。福利信金は八一年十月に東洋信金に吸収合併され、前川容疑者は八六年一月に門真東支店長に異動。尾上容疑者と桜川

支店の取引が薄れてきたため、門真東支店に尾上容疑者の口座を移管した。

前川容疑者は、八七年十一月に三和銀を退職、東洋信金に入庫した。尾上容疑者の門真東支店との取引は預金残高五〇億円、貸出金二五億円という大口取引先であった。尾上容疑者の評判が芳しくないことから預担内での貸し出しは本部も認めていた。前川容疑者が今年四月今里支店長に転勤になったのを機会に、取引額も大きいこともあつて本店営業部に移管を考えていたが、尾上容疑者の申し出で前川容疑者の赴任した今里支店に移管した。この時点でのチェックもなされていなかった。

(4) 大口偽造定期証書受け入れの怪

今回の事件で懸念されるのが東洋信金への影響度合い。竹田専務によると「ノンバンクなどに担保になつてゐる偽造定期預金証書は手書きになつており、正式に発行した証書でないので法的責任はない。今後弁護士と相談して対応していくが、法廷闘争になつてもこの考えて臨んでいく。それにしても理解できないのが、偽造定期預金証書で金額は今時でないチェックライター、名義と金利は手書き。期間は日付印のようなものとチグハグな証書。しかも一支店で五〇〇億円とか二〇〇億円という大きな金額。照会もせずに融資することが理解できない」と語っている。

(三) 様々な疑問

(1) なぜ虚像を見抜けなかったのか

以下の記事^{※5}により、この点を検証してみよう。

金融機関、虚像見抜けず 雪だるま式に融資

「ピークにはグループ全体で二四〇〇億円を融資していた」。先月三十日の国会参考人聴取で、興銀の黒沢洋頭取が尾上被告への融資についてこう証言した時、金融関係者はケタ外れの融資額に一樣に驚きの声を上げた。

興銀と尾上被告の取引が始まったのは昭和六二年三月。興銀が発行する割引金融債「ワリコー」を十億円分買ったのがきっかけだった。この年の一月、日経平均株価が初めて二万円の大台に乗せるなど、バブル経済が膨らみかけた時期だ。この後、ワリコーの累計購入額は加速度的に増え、昨年末には二八六一億円にも達した。

興銀グループの融資残高も並行して増えた。尾上被告は購入した債券や株式を担保に融資を受け、その資金で別の投資商品を買うという「自転車操業」で資産を増やしていたためだ。

(中略)

証券会社の尾上被告に対する密着ぶりも明るみに出た。なかでも、山一証券大阪店は尾上被告の株取引を最も多く引き受け、同店のある部長は株の指南的存在とし

偽造預金証書の担保差し入れ先リスト

担保差し入れ先	額面(億円)
興銀リース	500
ナショナルリース	500
いずみファイナンス	400
興銀	300
セントラルファイナンス	300
日貿信	300
住商リース	300
東京シティファイナンス	225
富士銀行	200
オリックス・アルファ	185.5
スミセイ・リース	155
エヌイーディー	55
合計	3420.5

(注)エヌイーディーは7月1日社名変更。旧名は日本エンタープライズ・デベロップメント

て関係が深かった。特捜部は捜査着手直後にこの部長から参考人として事情聴取している。
「尾上被告はバブル経済の申し子。バブルの破裂とともにこの女将の虚像も消えた」と大阪地検幹部は言う。しかし、超一流金融機関がなぜ虚像を見抜けなかったのか――。バブルに浮かれたツケは重い。

(2) 多額の額面でも偽造証書は免責されるか

下記日経記事*6。(九一年八月十六日)のように、多額の偽造預金証書の明細は、最初の事件報道(九一年八月十三日)以後三日で判明している。

これは、八月八日夕方、ある金融機関(別紙資料*7)では、三和銀行金融法人部の行員といわれる)から、同金庫の役員に「あるノンバンクで、尾上名義の五〇〇億円(の東洋信金の定期預金証書を見た人がいるんだけど……)と通報があり、前川朝美支店長を呼んで十一日まで調査した結果を把握していたからである。(十二日懲戒解雇、前川と尾上縫を大阪地検に告訴。十三日、大阪地検公表、日刊紙、夕刊で一斉に報道。)

「興銀」系に八〇〇億円

額面、最高で五〇〇億円

偽造証書差し入れ先判明

これまでの調べでは、前川容疑者が作成した架空預金証書を尾上容疑者が差し入れた先の金融機関は銀行二行とノンバンク十社。額面は最高五〇〇億円、最低は五五億円で、総額三四二〇億五千万円。うち日本興業銀行と興銀リースの二社だけで計八〇〇億円に上っていた。

融資担保として差し入れられた証書はオリックス・アルファ(東京)の二通を除き、各社一通ずつで計十三通だった。

一方、このリストにない地銀系のノンバンク(大阪市)のように日付や氏名など一部分を手書きした預金証書を担保に尾上容疑者に五〇億円を融資したが、その後、こ

の分については回収、手元に偽造証書がないノンバンクもある。こうした金融機関はほかにもかなりあるとみられ、地検特捜部は、融資の実態の解明を急ぐ模様だ。

偽造証書さらに一通

ノンバンクに額面三〇〇億円

東洋信金元支店長、前川朝美容疑者（58）は有印私文書偽造容疑などで逮捕し、尾上縫容疑者（61）が日本興業銀行に融資の担保として差し出した額面三〇〇億円の預金証書を偽造したのと同じ日に、同じ金額の定期預金証書をもう一通偽造、これを別のノンバンクに融資の担保の差し替えとして差し出していたことが、十六日までの大阪地検特捜部の調べでわかった。（九一年八月十六日日経夕刊）

なお、尾上容疑者が前川元支店長を焚きつけて一時的な担保不足のつなぎとして、架空預金証書の行使に手を染めたのは六一年（一九八六年）の暮れ^{*}とも、六二年ごろのこと（一九八七年）^{*}とも言われる。いずれにしても、その当時のことであろう。株価値下りによる追加担保の差し入れを求められた際に、知恵をつけられたと言われる。

その後、問題の架空預金については、富士銀行が一九

九一年八月二十一日、額面二〇〇億円の定期預金証書の担保権を行使、預金解約を求めた（日本経済新聞、一九九一年八月二十二日）。さらに、オリックス・アルファが東洋信金に担保預金の支払いを求める訴訟を起こし、東京シテイファイナンスは尾上被告に対して融資の返済を求める訴訟を起こしており、債権者の足並みに乱れが出てきた（日本経済新聞、一九九一年九月三日）。

東洋信用金庫の債務処理に関する続報（日本経済新聞、一九九一年九月二十七日）では、次のような経過を述べている。

（前略）事件発覚当初、東洋信金の高羽理事長が「（架空預金証書は）裏付けがないので、支払い義務はないと考える」と発言、強気の対応を続けたこともあって、ノンバンクや支援銀行の一部などが反発し、東洋信金、債権者とも交渉のテーブルにつく機会を失っている。

しかも本来なら債権団をまとめる有力候補だった興銀は、担保の割引債を処分、尾上被告向けの融資残が二〇〇億円程度になっっているうえ、実損も数十億円にとどまりそうなため「興銀ペーシスの債権処理は困る」という声がノンバンクの一部から出ている。また、当初、もうひとつのまとめ役といわれたナショナルリースも逮捕者を出したため、調整能力を失った格好になっている。

(注) 九一年十月二十三日付日本経済新聞では、

興銀は系列リース会社を含めた架空証書の被害が八〇〇億円あったが、担保処分などで実害は約五〇〇億円にとどまる見通し。少額とは言えないが、株式含み益の規模からすると負担できない額ではない。と、異なつた数字を示している。

(四) 事件の波紋

この事件は、今まで述べて来たことに止まらず、さらに周辺に波及し、逮捕者を出している。

(1) 大信販 (九一年八月十五日報道^{*10})

背任容疑で逮捕された信販業大手、大信販の元北浜プラザ21出張所長、早田栄一郎容疑者(38)が、逮捕容疑となつた今年五月以前にも数回にわたり、尾上容疑者が担保として預けていた割引金融債を銀行の貸金庫から勝手に持ち出していたことが十四日、大阪地検特捜部の調べなどでわかつた。早田容疑者は大信販が実施する定期監査の前には担保を再び戻し、チェックをまぬがれていた。特捜部では、両容疑者が数年前から共謀して担保を引き出し、返却するまでの間、尾上容疑者に資金運用させていた疑いが強いとみて、厳しく追及している。

担保不足八五億円

東洋信用金庫(本店大阪市)を舞台にした預金証書偽

造事件に絡み、料亭「恵川」経営、尾上縫容疑者(61)

への一〇〇億円の融資の担保として預かつていた割引金融債を大信販元出張所長、早田栄一郎容疑者(38)が勝手に持ち出したことによる同社の担保不足は約八十五億円に上ることが十四日わかつた。同社の酒井彰専務が記者会見で明らかにした。

(2) ナショナルリース (九一年九月二日報道^{*11})

担保無断持ち出し

特捜部の調べや関係者の話によると、尾上容疑者は昭和六一年からナショナルリースと取引を開始。昨年二月末の時点の融資総額は八〇〇億円に達し、担保として、興銀発行の割引金融債「ワリコー」と富士銀行の株券計八〇五億円相当を預け、有木容疑者が興銀の貸金庫とナショナルリース本社内の金庫に保管していた。

尾上容疑者は資金繰りに困つたことから、昨年四月五日ごろ、自分の融資担当者である有木容疑者に株券や債券を勝手に持ち出させて自宅で受け取り、別の金融機関からの融資の担保に差し入れるなどしていた疑いが持たれている。

調べによると、尾上容疑者は代わりの担保は差し入れず、ナショナルリースは約十カ月間にわたって無担保融資状態になっていたことから、有木容疑者は再三、別の

担保の差し入れを要求。尾上容疑者は今年二月ごろ、額面五〇〇億円と三〇〇億円各一通の偽造した東洋信金の預金証書を差し入れた。この結果、有木容疑者はナショナルリースに対して、八〇〇億円に上る損害を与えた疑いが持たれている。

有木、尾上容疑者ともに、容疑事実を認めている。

尾上容疑者は八〇〇億円のうち、三〇〇億円だけをナショナルリースに現金などで返済、現在も五〇〇億円の融資残があるという。同額面の偽造証書は担保として受け取ったまま。

(3) 木津信組 (九一年十月十一日報道^{*12})

因みに、木津信用組合は、九五年八月に経営破綻し、東京共同銀行に事業譲渡して解散している。

大阪地検特捜部は十月八日、木津信用組合北支店の松浦孝行元理事・支店長(48)を有印私文書偽造、詐欺容疑で逮捕した。同信組は十月七日、松浦元支店長を懲戒解雇した。調べによると、松浦容疑者は料亭経営の尾上縫川東洋信用金庫偽造定期預金証書事件で起訴済みⅡに頼まれ、八七年六月から十月までに七通、一三〇億円の定期預金証書を偽造し尾上に渡し、尾上はこの証書をノンバンクなどに担保として差し入れていた。大阪地検が

尾上を取り調べていたなかで木津信組からも偽造定期預金証書の発行を受けていたとの自供で判明した。ただ、尾上は融資金の全額を返済、松浦容疑者も偽造定期預金証書や二通の質権設定書を回収しており、木津信組の実害、実損はない。

(中略)

偽造定期預金証書は実際に二〇〇〇万円のMMCを受け入れ、十億円の偽造証書を手書きで発行するという手口だった。

関係者によると、尾上は同信組での偽造定期預金証書で味をしめ、東洋信金に同ような手口を持ち込んだものとみられる。

九四年九月五日付日経夕刊では、その後の裁判経過を、次のように報じている。

東洋信金事件

元支店長に懲役十年

大阪地裁判決

尾上被告と共謀 認定

東洋信用金庫(大阪市、九二年九月に解体)などの偽造預金証書事件で、元料亭経営、尾上縫川被告(64)Ⅱ分離公判中Ⅱと共謀し、同信金の定期預金証書を偽造して

金融機関から約一七二五億円相当の割引債券や株券をだまし取ったとして、有印私文書偽造、同行使、詐欺の罪に問われた同信金元支店長、前川朝美被告(61)に対する判決公判が五日、大阪地裁であった。谷村允裕裁判長は「詐欺の被害額がばく大な上、金融機関全体への信頼を損なった責任は重い」などとして、懲役十年(求刑同十二年)の実刑判決を言い渡した。

判決で谷村裁判長は「共謀は明らか。実績を上げることに汲々として自己保身を図った。偽造方法を発案するなど積極的な行動もうかがえ、共謀共同正犯としての責任は免れない」と延べ、「従犯に過ぎない」とする前川被告側の主張を退けた。この事件で尾上被告は証書偽造の犯意などを否認しているが、今回、自分の公判廷と同じ裁判官が前川被告との共謀を認定したことで苦しい立場に追い込まれた。

判決によると、前川被告は尾上被告と共謀し、九〇年七月から翌年八月にかけて、額面総額四〇六〇億円にのぼる十九通の同信金の定期預金証書を偽造。尾上被告の担保を差し替えるとして借入先のノンバンクなどに差し出し、割引債券や株券など計一七二五億円相当をだまし取った。

前川被告は、大口顧客の尾上被告と十年以上の付き合いがあり、膨大な借入金を支払いや株価の暴落で資金繰

りに困った同被告に頼まれて八七年から次々と証書の偽造を始め、九一年までの五年間に少なくとも三三通、額面総額七〇〇億円以上に及んだ。

東洋信金事件では前川被告のほか、尾上被告ら四人が詐欺や背任などの罪で起訴され、すでに木津信用組合元支店長(51)の刑が確定。大信販(現アプラス)元出張所長(42)が一審で懲役二年の実刑判決を受け、控訴している。

(五) 事件の結末

様々に波紋を広げたこの事件も、平成四年(一九九二)四月二十八日、東洋信用金庫を分割・整理する形で結着をみた。翌日の日経新聞※に発表された内容を見てみよう。

東洋信金を分割・整理

三和銀、一部吸収

地元信金に二五店舗譲渡

興銀・富士銀債権七〇%放棄

預金保険機構二〇〇億円を贈与

昨年夏の東洋信金の架空預金事件発覚以来、大蔵省、日銀が中心となり、救済問題を検討してきた。戦後初の金融機関倒産は回避する必要があると判断、三和、興銀、

全国信用金庫連合会、ノンバンク各社などとともに救済策を詰めてきた。

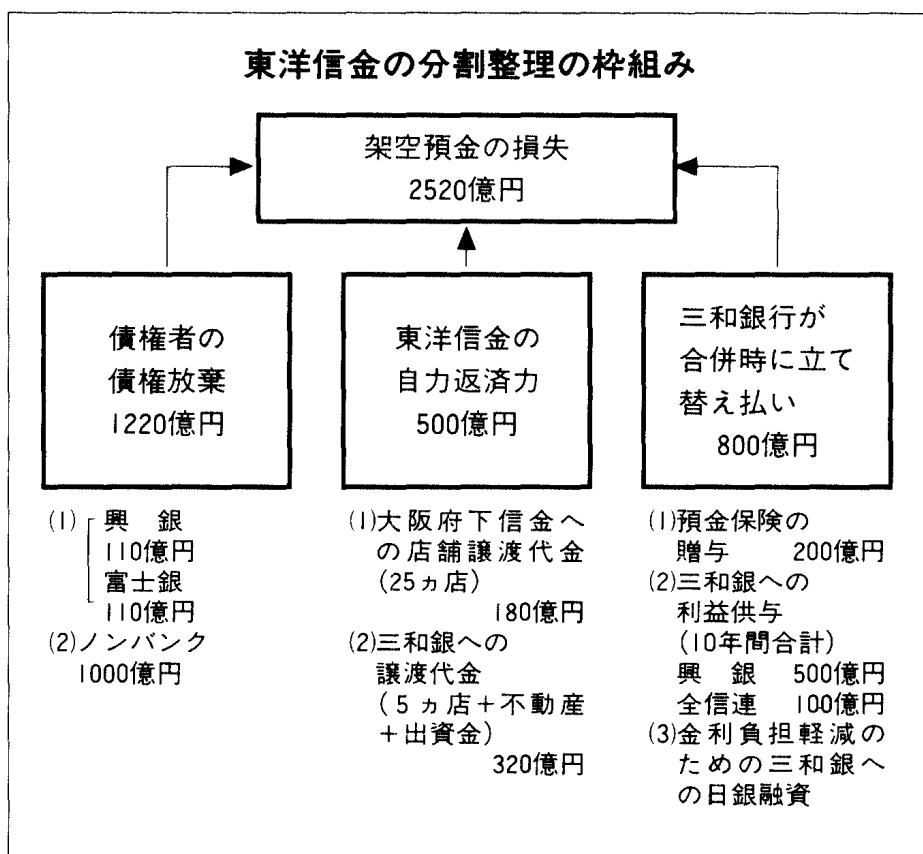
救済策のポイントは、東洋信金の二五二〇億円にのぼる債務の処理を三つに分けている点。興銀、富士銀、ノンバンク九社（訴訟中のオリックス・アルファを除く）が東洋信金に対して持っている債権を合わせて一二二〇億円を放棄する。

そのうえで、残る一三〇〇億円の債務返済のため、東洋信金は資産を処分して、五〇〇億円程度をねん出する。資産処分は全三〇店舗のうち、二五店舗（営業権）を地元信金に譲渡し、三和銀が残る五店舗（営業権）と東洋信金の不動産、出資金を吸収合併する。

資産処分しても不足する八〇〇億円については、吸収合併する三和銀行が返済することになるが、預金保険機構は二〇〇億円を資金援助（贈与）する。さらに興銀と全国信用金庫連合会が十年間にわたって三和銀に低利融資することで興銀は五〇〇億円程度、全信連は一〇〇億円程度の利益を供与する見通しだ。

三和銀の吸収合併なのに従業員、取引先などを他の信金に譲渡することにしたのは、「信用金庫業界にとどまりたいという東洋信金の従業員、取引先の声に配慮したため」（関係筋）。どの信金が従業員などを引き受けるかはまだ固まっていないが、一信金だけでは負担が大きすぎるため、大阪府内の複数の信金が引き受ける。同府内にある東洋信金を除く二二の信金が話し合って決める見通し。

東洋信金の分割整理の枠組み



預金保険は今年四月に合併した伊予・東邦相互銀行の合併で初めて適用した。そのときは、低利融資制度を活用したが、今回は贈与制度を適用する。二〇〇億円を見

込んでいる。

大蔵省、国税庁は、興銀、富士銀、ノンバンクの債権放棄を支援するため、無税償却することを認める。

「独力での再建断念」

東洋信金理事長

東洋信用金庫の高羽貞彦理事長は二十八日夜、大阪市内で記者会見し、「架空預金証書事件に伴う支払金額を東洋信金独力で負担することは到底不可能であり、独力による再建は断念せざるを得なかった」と語った。

さらに、同紙関連記事で補ってみよう。

債権団の負担

興銀に厳しい結果

ノンバンク再建に影も

三和銀行は東洋信用金庫の吸収で三二〇億円の支出が必要になる。しかし、五店の店舗取得などのメリットもあり、負担は最小限にとどまったとの見方もできる。これに対し日本興業銀行の負担は大きく、尾上縫被告との不明朗な多額の金融取引の責任をとらざるを得なくなつた格好だ。一方、ノンバンクにとり四二%の債権放棄は大きな負担だが、損失処理で会計上の特例措置も検討さ

銀行、ノンバンクの東洋信用金庫に対する債権額 (単位:億円)

日本興業銀行	160
富士銀行	160
ナショナルリース	500
興銀リース	400
セントラルファイナンス	300
東京シティファイナンス	225
日貿信	200
いずみファイナンス	150
オリックス・アルファ	145
住商リース	130
スミセイ・リース	100
エヌイーディー	50
合計	2,520

れている模様。「三和、興銀、ノンバンクの三方一両損」とささやかれていた当初の見通しに比べると、興銀に厳しい結果になった。

東洋信用金庫竹田種夫専務理事は、「ノンバンクにも過失、裁判で分割回避狙ったが」*14と、以下のように語っている。

巨額の偽造預金証書事件をきっかけに信用不安に。

証書を担保に融資したノンバンクの過失を裁判で立証しようとしたが、早期解決を急ぐ大蔵省が提示した分割、合併案をのまざるを得なかった。

理事長のおわびの後、私は次のような話をしました。

「私どもは責任を厳粛に受け止めておりますが、考えてみると、尾上に何百億円というお金をお貸しになったのはノンバンクさんです。私どもでは、一個人に何百億円というような貸し出しは考えられません。最初は、債券や株式というしつかりとした担保をお持ちになつていながら、なぜ途中でその担保を私どもの偽造預金証書と差し替えてしまったのですか。偽造預金証書は最高で一通五〇〇億円のものもありました。私どもの預金総額は三千数百億円です。一個人で五〇〇億円もの預金があるわけがありません。しかも、それは手書きの証書です。にもかかわらず、ただの一回も私どもにご照会がなかったことは大変残念に思います」。

ひどく怒られました。罵倒（ばとう）されましたよ。

「支払い能力もないくせに何を言うか。免許事業である信用金庫の預金証書が信用できなくて、どうして信用秩序が保てるか」と。しかし、これは私どもの率直な心情だったのです。

(中略)

事件を振り返ってみると、管理体制の問題など反省事項はたくさんありますが、当時としては最善の体制を敷いたつもりでした。私どもは八一年秋から尾上と取引を始めましたが、取引額が膨らむにつれて尾上にはよく分からない部分が出てきたので、預金を超えた融資はしないという方針で臨みました。その措置で安心していた。通常はこのような措置をとれば問題は起こりようがない。まさか預金証書を偽造するなんて考えもつきませんでしたから。予想もしないことだから、前川が八八年に最初の預金証書を偽造してから昨年（注、一九九一年）八月八日まで発見できなかったのです。

なぜ、前川が証書を偽造したのか。私はいまだに分かりません。尾上に買収された形跡は検察の調べでも出ておりません。前川は酒を飲むわけでもないのです。尾上は非常に押し強い女傑ですから、前川など赤子の手をひねるように言いぐるめられたのではないでしょうか。

最後に、「禍根残した経営責任・支援策」と題した『二ツキン』記事（一九九二年十月二日）の一部を引用する。

東洋信用金庫は十月一日、大阪府下十八信用金庫に店舗二五カ店と資産などを事業譲渡して三和銀行に吸収合

併された。預金量に匹敵する総額三四二〇億円の偽造預金証書を発行して経営危機に陥っていた同信金は、金融史上初の「分割・解体」という形で四十年の歴史に幕を閉じた。

分割・解体は、今年四月下旬に大蔵省と日銀、大阪府下信金、全信連、三和銀、興銀など関係機関が協議して決めた同信金の「解体案」に基づいて実施された。解体に先立って三和銀と東洋信金は、六月三日に合併契約書に調印、存続機関を三和銀として合併することを決めている。

「解体」は、①ノンバンク各社による債務放棄で東洋信金の清算額を一三〇〇億円とする②大阪府下信金と三和銀は店舗譲受代金など合計五〇〇億円を東洋信金に支払う③東洋信金は五〇〇億円全額を債務返済に充てる④三和銀は東洋信金を合併、残債務八〇〇億円を立て替えて払いする、など当初のスキームに従って実施された。

(はしもと・みつのり／経営学部助教授)

- 注
- (1) 日本経済新聞、一九九一年八月十三日(夕刊)。
 - (2) 同前、一九九一年八月十四日。
 - (3) 同前、一九九一年八月十四日(夕刊)。
 - (4) 『ニッキン』日本金融通信社、一九九一年八月十六日。

- (5) 日本経済新聞、一九九一年九月三日。
- (6) 同前、一九九一年八月十六日。
- (7) 「東洋信金架空預金証書事件・額面三六五五億円」『別冊宝島一八六号』宝島社、一九九三年十月二十七日。
- (8) 同前。
- (9) 「天下の興銀」がさらした醜態―偽造預金証書事件の真相」『選択』一九九一年九月号
- (10) 日本経済新聞、一九九一年八月十五日。
- (11) 同前、一九九一年九月二日。
- (12) 『ニッキン』日本金融通信社、一九九一年十月十一日。
- (13) 日本経済新聞、一九九二年四月二十九日。
- (14) 「挫折の軌跡」竹田種夫(東洋信用金庫専務理事)『ニッケイビジネス』日本経済新聞社、一九九二年七月六日号。
- (15) 「禍根残した経営責任・支援策―東洋信金が分割・解体」『ニッキン』日本金融通信社、一九九二年十月二日。